

バーチャルとっとり使用許可要綱

(目的)

第1条 県内出身の若者等のI J Uターンの促進に向け、一方的な情報発信ではなく、若者がデジタル環境で県外にしながら鳥取と関われるスマートフォン向けメタバースアプリ「バーチャルとっとり」を運用することにより、若者同士の交流及び移住・就職支援等のイベントを通して、将来的なI J Uターン等に結びつけるため、鳥取県以外のイベント主催者へ貸し出すこととし、バーチャルとっとりを使用する際の使用許可に係る手順及び基準を定めるもの。

(使用許可申請)

第2条 バーチャルと通りの使用の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者は、イベント開催日の30日前までに様式第1号によるバーチャルとっとり使用許可申請書（以下「申請書」という。）を鳥取県輝く鳥取創造本部とっとり暮らし推進局人口減少社会対策課長（以下「人口減少社会対策課長」という。）に提出しなければならない。

(使用許可)

第3条 前条の申請書を受け付けたときは、次条に定める使用許可の基準に照らして人口減少社会対策課長が審査するものとする。

- 2 前項の審査の結果、適正な申請と認められたときは、人口減少社会対策課長が様式第2号によるバーチャルとっとり使用許可書を交付して使用許可するものとする。
- 3 バーチャルとっとりを使用する場合は、無料で使用できるものとする。

(使用許可の基準)

第4条 使用許可は、次の各号を全て満たす場合に行うことができる。

- (1) バーチャルとっとり利用規約及び法令を遵守し、適正にイベントが実施できること。
- (2) 宗教団体、政治団体ではないこと。
- (3) 暴力団又はその構成員の利益になる活動を行う団体でないこと。
- (4) 個人情報適切に管理できること。

(使用許可内容の変更の承認)

第5条 使用許可を受けた者は、使用許可を受けた内容（以下「使用許可内容」という。）を変更しようとするときは、様式第3号による変更承認申請書をあらかじめ人口減少社会対策課長に提出しなければならない。

- 2 第3条各項の規定は、使用許可内容の変更の承認について準用する。

(使用許可に基づくイベント開催)

第6条 第3条に基づく使用許可を受けたイベントを開催するときは、次の項目を遵守すること。

- (1) イベントに関して収集した個人情報は、厳重に管理すること。
- (2) イベント主催者は、必要に応じて県と協議を行うこと。

- 2 イベント終了後10日以内に様式第4号によるイベント開催結果報告書を県に提出すること。

3 イベント終了後、県が参加者にアンケート調査を実施することがあるのでその際には、協力すること。

(使用許可の取消し)

第7条 第3条による使用許可を受けた後、第4条各号のいずれかを欠いた場合は、人口減少社会対策課長は使用許可を取り消すものとする。

2 前項の取消しは、人口減少社会対策課長が様式第5号による使用許可取消通知書を交付して行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、人口減少社会対策課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月11日より施行する。